

いじめ防止基本方針・年間計画

香南市立野市小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定(令和7年7月29日改正)

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を奪い、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらに、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校では、香南市の目指す子ども像「愛あふれ 明日を拓く 香南っ子！」を受け、「笑顔と『ありがとう』があふれる学校」を学校教育目標に掲げ、一人一人の児童の学力保証と安心して過ごせる学校づくりを第一義として全教職員で取り組んでいる。

そのことを踏まえ、いじめは断じて許さないという強い決意をもって、ここに野市小学校の基本理念を定め、責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし基本方針を定める。

1 基本方針の目的

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第13条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの定義といじめに対する基本認識

(いじめ防止対策推進法) 平成25年法律第71号

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考えのもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の方策に取り組む。

- ① いじめを「しない・させない・許さない」の視点から、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、全教職員による見取り等の様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、該当児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく家庭・地域・関係機関・専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校・家庭・地域・関係機関が協力して事後指導にあたる。

3 いじめ未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる心情・雰囲気づくりに学校全体で取り組む。家庭地域への情報発信により、校外(休日・放課後)での児童のようすにもアンテナを張る。また、LINEやオンラインゲーム上でのトラブルも増加していることから、家庭への理解と協力を得られるよう、参観日等で積極的に啓発していく。

さらに教師は、分かりやすい授業づくり、指導方法工夫改善に努め、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を味わわせ、自己有用感を高め自尊感情を育むことに努める。

道徳の時間をはじめ全教科等において、「命・仲間とともに」の大切さを身に付けさせ「いじめや差別は、絶対に許されない。許さない。」という認識を児童がもてるよう全教育活動で取り組む。そして、「見て見ぬふり、知らん顔」をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを知らしめる。児童がいじめの問題を自分のこととして考え、議論し、自分たちの意見を表明する機会を確保する。

(1) 「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」ために。

- 全校活動、ペア学年活動の充実(遠足・各集会・清掃活動等)
- 全校集会で、いじめ対策組織の取組を紹介(SOSの出し方教育の動画)
- あいさつ運動・週間、勤労生産活動の実施
- ICTを活用したいじめアンケート・学校生活アンケートの実施
- 校内研修の企画・立案・実施
- スクールサポーター制度の活用・警察や関係機関との情報共有

(2) 自己有用感を高め、自尊・他尊感情を育むために。

① 一人一人が活躍できる学習活動の実施

本校研究テーマ「学びに熱中する児童の育成 ～クラウドを活用した学習者主体の授業づくりを通して～」を主眼として授業や学校生活の中で自尊感情・規範意識・コミュニケーション能力の育成を目指して以下の教育活動を推進する。

- ・ 保幼小連携をはじめとする異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える特別活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める授業改善と学習活動の充実
- ・ 全校体制で行う予防的・開発的生徒指導の研究推進

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニング等を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気づかせ、そのような集団のなかに、認められる自分が存在するを感じさせる。そうすることで、自尊・他尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

ネット上のマナーやモラルについて学習する機会を設ける。保護者とともに考えられるような場面設定が望ましい。

③ 安心して自分を表現できる教育活動の実施

教育活動全般における活用・表現に関する項目や内容を明らかにし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。また、いじめの防止等について子どもの主体的で積極的な参加を促し、子どもの意見を取り入れるなど、子どもがいじめの問題を自分のこととして捉えられるようにする。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動の実施

友だちや先生と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな感性の育成と相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。学校行事等全教科等における道徳教育・人権教育の視点を大切

にした教育活動・体験活動の推進を行う。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けて

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①欠席、遅刻が増えた。②一人だけ遅れて教室に入ってくる。③仲良しでないものとトイレに行く。④給食で好きなものを友達に譲る。⑤下校時に友達の荷物を持って帰る。⑥言葉遣いが荒れた感じになる。⑦衣服が汚れている。⑧用もないのに放課後残っている。⑨高価なものを持っている。

ア すべての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていく。 ★初期サインに気付く

イ ICTを活用して「学校生活アンケート」を年間2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめを見逃さない学校を目指す。

ウ 異変を感じた児童がいる場合には、職員会(臨時)や緊急対応会議の場で、状況(いつ・どこで・だれが・何を・どのように等)を共有し、組織的に対処する。

エ 各アンケート(きもちメーター等)による実態調査と事後指導により実践的な態度・生活習慣・仲間づくりに努める。

オ 児童がヘルプサインを出しやすいように日頃から話しやすい関係づくりをしていく。

カ いじめと思われる事案が発生した際は、すぐに学年団に共有し、チェックリストをもとに保護者に連絡すべき事案か、いじめ防止対策組織に報告すべき事案か検討する。

(2) いじめの早期解消に向けて全教職員一致団結してあたる。

ア いじめ問題を発見した場合担任だけで抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織に報告し、学校長をはじめすべての教職員が対応を協議し、役割を分担しあい問題の解決にあたる。

イ 情報収集と配慮事項

これまでの記録、被害児童、加害児童、他の児童からの情報、保護者・関係者からの情報
被害児童への聴取...全力で取り組むこと、守りきることを伝え、安心感をもたせる。
加害児童への聴取...事実について受容的に聞く。

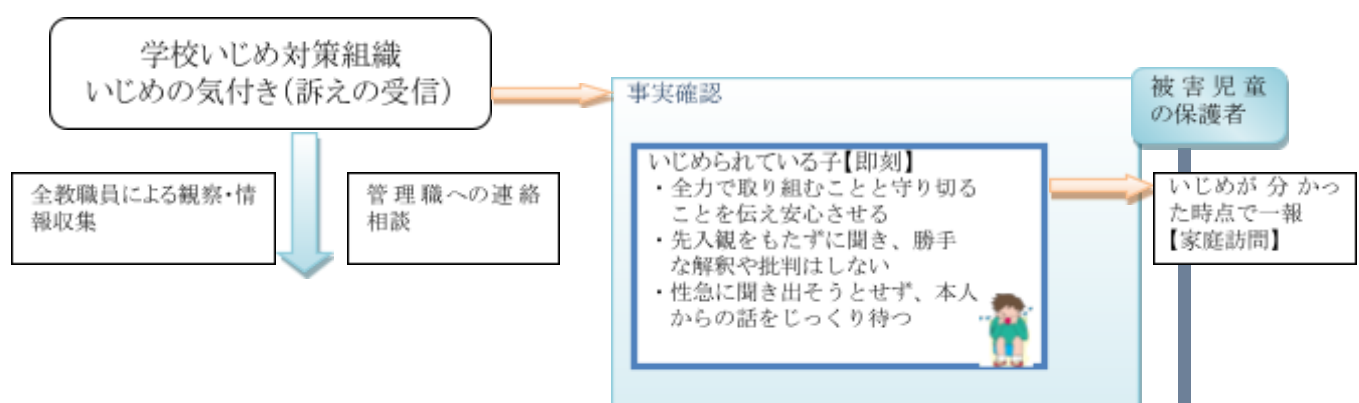
いじている「個人」を否定するのではなく、いじめの「行為」を問題にする。

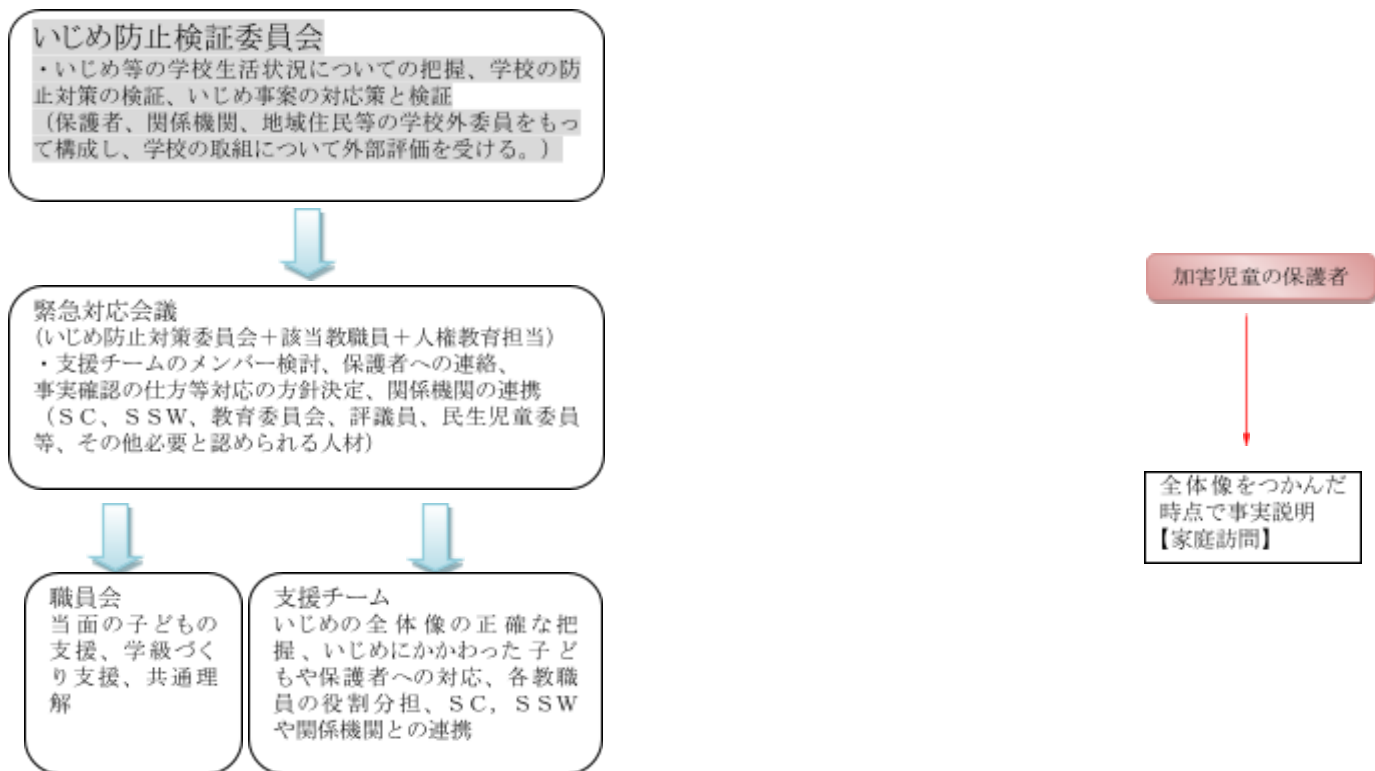
成長支援の観点から、その児童が抱える問題を解決するための問題を、解決する。

ウ 家庭・地域・教育委員会・各種団体・専門家と協力体制のもと解決にあたる。スクールサポーターや警察と日頃から情報共有を行う。

5 基本的な流れ・組織

(1) 学校内の流れ・組織





ア 学校いじめ対策組織…管理職及び生徒指導部

イ いじめ防止検証委員会…学校評議会委員を委員として充てる。

ウ 緊急対応会議…いじめ防止対策委員会+該当教職員+人権教育担当・支援チームのメンバー検討、保護者への連絡、事実確認の仕方等対応の方針決定、関係機関の連携 SC、SSW、教育委員会、評議員、民生児童委員等、その他必要と認められる人材※外部専門家の助言をもらう。

エ 各会議、チーム…上記にあるメンバーに必要と認められる人材を含め迅速に招集・開催する。

※基本的な流れの中に、以下を加える。

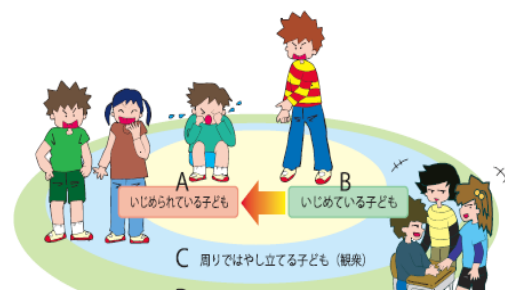
- ・事実の聞き取りは事態に応じて複数体制で行い、時系列で記録を残す。
- ・発見 (担任・担任以外問わず)
 →担任及び学年主任→聞き取り (担任、関係職員、学年主任等で複数体制) →管理職に報告

6 指導と継続支援

(1)いじめられている児童

- ・いじめられている子どもを守り通すため、緊急避難として別室登校など保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・心の回復状況など場合によっては専門機関・関係機関を紹介する。

(2)いじめている児童



- ・十分な指導にもかかわらず、いじめが継続される場合には、保護者に理解を求めながら、出席停止等の対応も視野に入れる。

・成長支援の観点から、抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。

(3)継続支援

- ・関わった子に学級で自己肯定観を育むよう努める。
- ・いじめられている子どもに対しては、友だちの前での声掛けに十分配慮する。
(いじめがさらに陰湿化、潜在化する可能性がある)

7 家庭や地域、関係機関と連携した取組

緊急な事態が発生した場合、その場で適切な処置をとるとともに、教頭に報告する。また、状況によって緊急対応会議を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し校長の指示により支援体制をつくり対処する。(緊急を要する場合には、直接校長に報告する)

方針を検討する段階から、家庭地域への情報発信と協力要請を行う。

調査を行う際には弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者である、第三者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努める。

いじめ防止に関する年間計画

学期・月	研修・行事など	学校いじめ防止対策委員会 (生徒指導部会・校内支援会)	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	備考 (主な学校行事)	
一 学 期	4月	職員会(児童の情報共有) (基本方針の周知)	定例会	学年集会 全校集会 ・学校いじめ対策委員会のことについての説明 (学校いじめ対策組織)	保護者面談	入学式・始業式 PTA総会 参観日 春の遠足
	5月	職員会(児童の情報共有) いじめ防止検証委員会 学校評議員会	定例会	校内研修(講師招聘) 学年集会 (学校いじめ対策組織)		運動会
	6月	職員会(児童の情報共有)	定例会	学年集会及び構内支援会 ・学校いじめ対策組織のことについてや学校生活アンケートの意義の説明 (学校いじめ対策組織)	学校生活アンケート(聞き取り調査)	参観日 代表委員会の取組 家庭訪問
	7月	職員会(児童の情報共有)	定例会	学年集会 (学校いじめ対策組織)	1学期の振り返り	学習相談日 終業式

スクールカウンセラー相談

	8月	職員会 (児童の情報共有)		校内研修(生徒指導部) 校区内研修 [保,幼,小,中情報交流]	保・幼・小・中連携 研修	
二 学 期	9月	職員会(児童の情報共有)	定例会	学年集会 (学校いじめ対策組織)		始業式
	10月	職員会(児童の情報共有)	定例会	学年集会 校内研修(生徒指導部) (学校いじめ対策組織)	保護者面談	代表委員会の取組 1日参観日(人権 または道徳)
	11月	職員会(児童の情報共有)	定例会	学年集会 (学校いじめ対策組織)	学校生活アンケート(聞き取り調査) 道徳アンケート	道徳または人権 参観日
	12月	職員会(児童の情報共有) いじめ防止検証委員会 学校評議員会	定例会	学年集会 (学校いじめ対策組織)	2学期振り返り 保護者面談	のいちっ子学習 発表会 学習相談日 終業式
三 学 期	1月	職員会(児童の情報共有)	定例会	学年集会 (学校いじめ対策組織)	保護者面談	始業式・参観日 学級懇談
	2月	職員会(児童の情報共有) いじめ防止検証委員会 学校評議員会	定例会	学年集会 (学校いじめ対策組織)		人権参観日
	3月	職員会(児童の情報共有)	定例会 次年度へ申し送り	学年集会 (学校いじめ対策組織) 引き継ぎ小・中学校連携 クラス替え(校内)	3学期振り返り	卒業式 修了式・離任式